

山梨県男女共同参画団体活動促進事業費補助金

2025
年度

申請団体 募集中!



1 取組あたり上限 5 万円

2
回
ま
で

特に効果が高いと認める場合 10 万円

申請締切 令和 8 年 2 月 6 日 (金)

対象事業期間 交付決定日～令和 8 年 3 月 31 日 (火) まで

■ 活用事例

- ✓ デートDV防止啓発動画作成
- ✓ 子育てママのためのWEBライティング入門講座
- ✓ ジェンダー絵本作成
- ✓ パパのためのパパッと作れるパン教室
- ✓ やまなし版父子手帳作成

募集要項

補助の対象となる団体

山梨県内に活動拠点があり、定款・会則等が設けられ、2人以上で構成されている団体
※営利を主たる目的とする団体を除く

補助金額

1事業あたり5万円(1団体あたり2回まで)
特に効果が高いと認める取組については10万円
※同じ内容の事業で2回申請することは不可。

審査の基準

外部有識者等からの意見を参考に県が補助金を交付決定します。審査では男女共同参画を推進する効果が期待できる事業内容・事業方法、市町村意見を勘案し、総合的にを行います。

提出書類

申請書に必要事項を記入してください。

→県ホームページから申請用紙をダウンロードしてください。

<https://www.pref.yamanashi.jp/danjo-kyosei/danjohohozyokin.html>

※補助金の交付決定後に事業を実施してください。

※本補助金の詳細については、募集要項、Q & Aをご確認ください。

提出方法

必要書類を山梨県立男女共同参画推進センター ぴゅあ総合 宛へ郵送または持参

対象経費

- ✓ 報償費(講師等の謝金)
- ✓ 需用費(消耗品、チラシ等の印刷製本費)
- ✓ 役務費(ボランティア保険料)
- ✓ 旅費(講師、団体構成員の交通費)
- ✓ 使用料及び賃借料(会場使用料)



お問い合わせ先

【本制度に関すること】

■山梨県 男女共同参画・多様性推進課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

TEL:055-223-1358

FAX:055-223-1516

【書類提出先 及び 書類内容に関すること】

■山梨県立男女共同参画推進センターぴゅあ総合 小田切

〒400-0862 山梨県甲府市朝気一丁目2番2号

TEL:055-226-0826

FAX:055-225-1077

■ 交付までの流れ

① 補助金交付申請書類の提出（団体→県）

* 提出書類チェック一覧 *

- | | |
|---|---|
| ☐ 交付申請書（様式第1号） | ☐ 団体目的等についての確認書（様式第1号の4） |
| ☐ 事業計画書（様式第1号の1） | ☐ 誓約書（様式第1号の5） |
| ☐ 事業収支予算書（様式第1号の2） | ☐ 口座振替依頼書（様式第2号） |
| ☐ 団体概要（様式第1号の3） | ☐ 事業の活動内容がわかる資料 |
| ☐ （任意団体の場合）定款・会則 | |

② 書類審査及び市町村から意見聴取、外部有識者等による審査（県）

③ 交付決定通知の送付（県→団体）

④ 事業実施（団体）

- ※ 補助金の交付決定後に事業を実施してください。（**交付決定前に購入した事業経費は対象外**）
- ※ 事業に要する経費の配分又は事業の内容の変更・中止・廃止する場合、変更（中止・廃止）承認申請書を提出してください。

⑤ 補助金実績報告書類の提出（団体→県）

（事業終了後1ヶ月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い期日）

* 提出書類チェック一覧 *

- | | |
|---|---|
| ☐ 実績報告書（様式第5号） | ☐ 領収書等内訳一覧表（様式第5号の3） |
| ☐ 事業報告書（様式第5号の1） | ☐ 事業の活動実績がわかる資料 |
| ☐ 事業収支決算書（様式第5号の2） | ※イベントの場合、当日の写真等がありましたら、ご提供ください |

⑥ 額の確定通知の送付（県→団体）

⑦ 補助金の支払い（県→団体）

書類提出に関する留意事項

様式は、山梨県ホームページよりダウンロード可能です。

《 HP <https://www.pref.yamanashi.jp/danjo-kyosei/danjohohozyokin.html> 》

書類の提出は、**郵送又は持参**にて 山梨県立男女共同参画推進センター ぴゅあ総合 まで お願いします。